

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区(上神指)	令和3年12月22日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	36.46 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.27 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	0.50 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.50 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.00 h a
(備考)	

## 2 対象地区の課題

○特に現状特筆した課題はないが、現在の担い手から集落内の若手農業従事者への移行がスムーズにできるよう集落で協議を行っていく。
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><b>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</b></p> <p>○リタイヤ等で貸借が必要な農地については、貸し手と借り手の状況に合わせて農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を併用して集積を進めていく。</p>
---

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 担い手への集積・集約化

- 今後、リタイヤ等で耕作不能となる土地（主に田）については、中心経営体となる担い手を中心に貸借を行っていく。
- 兼業農家については継続して耕作していただくが、将来リタイヤ等を検討する際には、集落の担い手への貸借を行うこととする。

② 農地中間管理機構の活用

- 中心経営体の貸借に係る事務労力の軽減を図られることから、農地中間管理機構の活用をさらに推進していく。

③ 新たな担い手の育成

- 集落内に後継者が多数いることから担い手として育成し、将来は認定農業者の取得を目指して、現在の担い手が中心となり育成を進める。

④ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持していくため、現行の多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度の取り組みを継続していく。
- 活動組織の運営や実施に係る体制についても、全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内全員が参加する組織を継続していく。